

差し替え

資料2

令和6年度こども施策関連予算

令和6年12月18日

こども未来局

令和6年度こども施策関連予算

- ・ 新規・拡充等別欄の「新規」は令和6年度に新規に取り組む事業を、「拡充」は内容の拡充を図っている事業を表している。
- ・ 記載欄の「○」は、第2期広島市子ども・子育て支援事業計画第4章の「主な施策展開」に記載のある事業・施策を表している。
- ・ 独自制度欄の「◎」は本市が独自に予算化している事業を、「○」は国等が予算化している事業に、本市独自の取組を付加した事業を表している。
- ・ 網掛けは再掲の事業を表している。

基本的視点1 こどもの発達段階に応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実

重点施策（1） 妊娠・出産支援と母子の健康の増進

（単位：千円）

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R5年度 当初予算額	R6年度 当初予算額	独自 制度
1		○	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした妊婦に対し、母とこどもの健康を管理するため、妊娠・出産・育児に関する記録などをする母子健康手帳を交付する。	3,735	3,177	
2	拡充	○	ひろしま子育て応援アプリの配信	子育て家庭を対象としたスマートフォンアプリの導入により、母子健康手帳の補完機能を活用した母親の健康や予防接種の管理等のほか、児童手当等の各種手続や子育てイベント等の子育て支援情報の配信を行う。 令和7年度からアプリで妊娠届の事前申請を行うことができるようシステム改修を行う。	660	9,846	◎
3		○	子育てハンドブックの作成・配布	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度及び相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。	440	451	
4			妊婦及び乳幼児をもつ保護者に対して、たばこの害について啓発	母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に保護者や同居者が喫煙している場合、喫煙や受動喫煙に関するリーフレット等を配付し、禁煙相談を行う。	316	83	
5		○	妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付時等の機会を捉えて、妊婦の心身の状況や妊娠出産に関する不安や悩みを聞き、助言や情報提供等を行う。	24,993	29,898	
6		○	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。	1,914	905	
7		○	家庭訪問指導事業	生後4か月までの乳児に対しては保健師又は助産師により、妊産婦及び4か月以上の乳幼児に対しては保健師による家庭訪問指導を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。	12,150	12,444	○
8		○	健康相談室	乳幼児とその保護者を対象に公民館、集会所等で、子育てに関する相談等を実施する。	264	264	◎
9		○	地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成・育成、子育て応援マップ等による子育て情報の提供などを行う。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	
10	拡充	○	パパとママの育児教室	初妊婦とその配偶者を対象に、夫婦が協力して子育てを行うため、夫婦関係、父親・母親の役割や子育て全般についての教室を開催する。 34回⇒51回（うち3回は多胎児）	1,376	2,399	◎
11		○	はじめての子育て応援事業	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。	「保育園等運営」（59）に含む。	「保育園等運営」（59）に含む。	◎
12		○	妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）	産前8週から産後1年未満の妊産婦を対象に、自宅に助産師を派遣し、産前から産後までの継続した相談対応や沐浴指導等を行う。	2,474	3,489	

番号	新規・拡 充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
13		○	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	産後ケアについては産後4か月まで、産後ヘルパー派遣については産後1年未満の産婦を対象に、広島市が委託する産婦人科や助産院において宿泊や通所による母体・乳児のケア及び育児に関する指導等、又は自宅へのヘルパー派遣による家事や育児等の支援(単胎10回、多胎20回)を行う。 (宿泊型ケアの利用者負担の軽減)	19,100	19,983	○
14	拡充	○	妊婦一般健康診査	妊婦の健康を保持するため、医療機関(産婦人科)に委託して健康診査を(単胎14回、多胎19回)行う。 予定日(40週)を超過し、14回を超えて妊婦健診が必要な妊婦について、健診の上限回数を撤廃。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
15		○	妊婦歯科健康診査	妊婦及び生まれてくるこどもの歯と口の健康を保持するため、歯科医療機関に委託して歯科健康診査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	◎
16		○	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図り、産婦の健康を保持するため、医療機関(産婦人科)に委託して健康診査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
17		○	先天性代謝異常等検査	ある種の酵素が不足する先天性代謝異常等の20疾患を早期に発見し、適切な治療につなげるため、生後2～7日の新生児を対象に血液を採取し、専門の検査機関で検査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
18	新規		新生児マススクリーニング検査に関する実証事業	新生児を対象に現在20疾患の先天性代謝異常等の検査を実施しているが、対象疾患の拡充に向け国の調査研究との連携を図りながら、3疾患について専門の検査機関で検査を行う	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
19		○	新生児聴覚検査	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、生後28日未満の新生児を対象に、医療機関に委託して新生児聴覚検査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
20	拡充		1か月健康診査	1か月児の健康を保持増進し、育児上問題となる事項を把握するため、医療機関に委託し、健康診査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
21		○	乳児一般健康診査	乳児の健康を守り増進するため、医療機関に委託して健康診査を行う。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	「母子の健康診査等に係る費用助成」 (220)に含む。	
22		○	4か月児健康診査	疫病の予防や健康の保持増進を図るため、4か月の乳児を対象に、小児科医師、保健師、栄養士等による健康診査を集団で行う。	7,681	6,812	
23		○	1歳6か月児健康診査	身体発育・精神発達面で行動や機能等がはっきりしてくる1歳6か月児を対象に、内科・歯科及び心理面の健康診査を集団で行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養及び育児に関する相談・助言を行う。	12,659	12,486	
24		○	3歳児健康診査	幼児の心身の発達の上で特に重要な時期に当たる3歳児を対象に、内科・歯科及び心理面の健康診査、視聴覚検査を集団で行い、異常の早期発見、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養及び育児に対する相談・助言を行う。	19,634	17,533	
25			低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦検診の受診状況などを継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。	8,343	7,787	
26		○	5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、こどもの発達及び行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、各区の保健センターにおいて、心理相談員等による個別相談を実施する。	5,045	5,164	◎
27		○	小児救急適正受診啓発事業	急病時の電話相談事業等について掲載したマグネットシートを各保健センターで配布し、小児救急医療の適正受診を図る。	592	592	◎
28		○	小児救急医療体制の確保	舟入市民病院の小児科救急診療(24時間・365日)、安佐市民病院の小児科夜間救急医療(日曜日(8月6日及び年末年始を除く。))の18～22時)等を実施する。	2,105,553	2,058,228	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
29		○	広島市民病院での総合周産期母子医療センターの運営	母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、危険度の高い妊産婦や新生児に対する高度な医療を24時間365日体制で実施する。	939,363	937,998	
30			風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群や風しんのまん延防止を図るため、妊娠を希望する女性とその同居者等を対象とし、風しんの予防接種が必要である者を効果的に抽出するための抗体検査を実施する。	10,195	9,969	○
31			B C G 予防接種事業	予防接種法に基づき、生後1歳に至るまでの者を対象としてB C G ワクチン接種を実施する。	89,980	86,314	
32			不育症検査費用助成事業	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療及び出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。	1,410	149	

重点施策（２） 乳幼児期の教育・保育の総合的な推進

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
33		○	民間保育園整備補助	地域の保育需要に応じて、民間保育園の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。	673,034	0	
34		○	認可外保育施設認可化移行支援事業	認可保育園等へ移行するための認可化移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な経費等の補助を行う。	0	0	
35		○	保育サービス相談事業	待機児童解消に向けて、各区役所に保育サービスアドバイザーを配置し、一時預かり事業や幼稚園預かり保育など多様な保育サービスや希望する保育園以外の通園可能な保育園の情報提供を行い、保育ニーズと保育サービスを適切に結び付ける。	155	83	
36		○	保育士合同就職説明会の開催	私立保育園等が安定的に人材を確保できるよう、市内の私立保育園等合同の就職説明会を年2回開催する。	3,306	3,326	
37		○	学生と若手保育士の交流会の開催	保育現場の様子等を理解した上で就職活動に臨むことができるよう、養成校の学生を対象に、若手保育士との交流会を開催する。	189	189	
38		○	保育士就職体験マッチング支援事業	就職先の選択肢を増やし、ミスマッチによる早期離職を防止するため、養成校の学生を対象に、保育園等での就職体験を実施する。	245	212	
39		○	公立保育園等 I C T 化推進事業	公立保育園等における保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等を I C T 化する保育システムを導入するとともに、タブレット端末等を配置する。	68,021	52,578	○
40		○	私立保育園等 I C T 化推進等事業	保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等を I C T 化する保育システムの導入や園内事故防止に資する機器購入に要する費用を補助する。	20,496	8,212	
41		○	保育補助者雇上強化事業	保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用している保育園等に対し、必要経費を補助する。	205,961	231,141	
42		○	保育士処遇改善事業	私立保育園等に対し、国の公定価格に上乗せ補助を行う。 令和4年2月から9月までの間、職員の賃金を3%程度（月額9,000円）改善する私立保育園等に対して、当該賃金改善に必要な経費の補助等を行う。	「保育園等運営」（59）に含む。	事業終了	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
43		○	保育・介護人材サポート事業	地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇改善を図る。	51,548	52,001	
44		○	高校生保育魅力体験事業	保育士の仕事の魅力を実感してもらうため、高校生に保育士の仕事を体験する機会を提供する。	944	944	
45		○	私立保育園等1・2歳児受入促進事業	待機児童の大部分を占める1・2歳児の受入を促進するため、その受入増を行った保育園等に対し、国の公定価格では不足する人件費の補助及び受入増に係る成果報酬を支給する。	7,053	10,080	
46			保育の相談窓口の設置	現役保育士や園長からの労働条件や職場環境等に関する相談に対し、適切な指導・助言を行う相談窓口を設置する。	4,033	4,033	
47		○	乳幼児教育保育支援センターによる人材育成	乳幼児教育保育支援センターにおいて、豊富な経験や知識を持つ乳幼児教育保育アドバイザーを活用し、幼稚園教諭・保育士等の人材育成に取り組む。	4,100	5,623	
48		○	保育園等職員の資質向上	保育士等を対象に階層別研修、職場研修・派遣研修等を行い、資質の向上を図る。また、各園の実態に合った職場環境の改善や保育内容の充実を図るため、園別研修を実施する。	4,085	4,085	
49		○	認可保育施設の指導監督	認可保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年1回立入調査を実施する。	—	—	
50		○	認可外保育施設の指導監督・研修	認可外保育施設において適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、必要な指導を行うため、原則として年1回立入調査を実施するとともに、研修を実施する。	161	161	
51			認可外保育施設職員の衛生管理	認可外保育施設の保育従事者や調理職員等に対し、衛生管理を強化することにより、こどもの感染症予防などを図る。	376	376	
52		○	きんさい！みんなの保育園事業（認可外保育施設等との交流）	認可外保育施設のこどもを保育園に招き、保育園児との交流を行うとともに、認可外保育施設の職員に対して保育内容等に関する情報提供を行う。	「保育園等運営」（59）に含む。	「保育園等運営」（59）に含む。	◎
53		○	延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、1時間、2時間又は4時間の保育を行う。	「保育園等運営」（59）に含む。	「保育園等運営」（59）に含む。	○
54		○	休日保育	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。	「保育園等運営」（59）に含む。	「保育園等運営」（59）に含む。	○
55		○	一時預かり（預かり保育）	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。	108,581	126,119	○
56		○	病児・病後児保育	保育園に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。	219,249	235,729	
57		○	障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健全なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域こども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。（保育士の加配基準見直し）	346,817	351,745	◎
58		○	発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。	—	—	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
59			保育園等運営	保護者の労働・傷病などにより、保育が必要な児童を保育園等において、保育する。	45,357,679	49,324,180	○
60			小規模保育事業	子ども・子育て支援新制度で新たに制度化された小規模保育事業を実施し、3歳未満児の保育を行う。	「保育園等運営」(59)に含む。	「保育園等運営」(59)に含む。	
61		○	広島市幼児教育・保育ビジョンを踏まえた取組の検討・実施	「広島市幼児教育・保育ビジョン」に掲げる施策の方向性に沿った取組について検討を進め、おおむね10年間の実施方針を策定した上で、可能なものから実施する。	131,500	153,455	
62		○	幼保小連携の推進	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各小学校区に設置した幼保小連携推進委員会を中心に、スタートカリキュラム等に基づく取組を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等及び小学校教員を対象とした研修会等を実施する。	—	—	
63		○	私立保育園等の運営基盤の強化	私立保育園等の運営における職員の処遇改善、保育士の加配、運営費の確保に係る経費に対し、助成を行う。	1,309,849 うち、1,298,350千円は「保育園等運営」に含む。	1,337,890 うち、1,324,317千円は「保育園等運営」に含む。	◎
64		○	私立保育園休日保育事業補助	休日保育を実施している私立保育園において、国が公定価格で定めた上限人数（年間延べ1,050人）を超えて受入れを行った場合に、超過相当額を補助する。	3,999	4,562	◎
65			私立保育園等副食費減免補助	災害、疾病等により収入が減少した者や、生活困窮者、ひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯及び多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、副食費の減免を行った私立保育園等に対して一定額を補助する。	515	515	◎
66		○	民間保育園整備補助（改築・大規模修繕分）	老朽化に伴う耐震化対策のための大規模修繕等を行う場合に、一定の範囲で補助を行う。	204,823	557,092	
67		○	私立幼稚園振興事業補助	教職員の研修及び教材教具の整備に係る経費の一部を補助する。	56,493	56,993	◎

重点施策(3) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
68		○	学力向上の推進	一人一人の児童生徒が、確かな学力、異文化への理解に資する英語力、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、可能性を最大限に発揮できるよう、きめ細かな指導を行うとともに、効果的な指導方法等に関する実践研究を行い、その成果を普及する。	13,297	9,966	◎
69		○	少人数教育の推進	基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長させる教育の充実等を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。	2,572	2,068	◎
70		○	道徳教育の推進	学校教育活動全体を通じて、児童生徒の人間としての在り方についての自覚を深め、他者と共によりよく生きるための基盤となる、豊かな人間性や社会性などの道徳性を育む。	1,795	1,817	◎
71		○	生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、引き続き、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。 また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。	369,749	393,013	○
72		○	「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。	170	176	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
73		○	「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。	2,901	2,883	◎
74			文化の祭典	小・中・高等学校における文化芸術活動の成果を発表する場として、文化の祭典を開催し、児童生徒の健全な育成を図る。	4,769	4,834	◎
75		○	体力向上の推進	体育の授業改善を進めることにより、児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯に渡って運動に親しむ習慣や意欲を育む。	2,222	2,222	◎
76		○	学校における保健教育の推進	生涯に渡って健康な生活を送るために必要な力を育成するため、がん教育、薬物乱用防止教育等について体育・保健体育などの教科学習を中心として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、多様化・深刻化するこどもの健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の専門機関等の連携を推進する。	—	—	
77		○	学校における食育の推進	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。	392	445	◎
78		○	学校給食の充実	老朽化する自校調理場や給食センターへの対応、デリバリー給食の解消、より安全でより効率的、かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題をトータルで解決するための取組を進め、市立小・中学校における全てのこどもたちに温かくておいしい給食を提供する。	270,584	1,621,976	◎
79		○	学校における安全教育の推進	日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害について、安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、児童生徒等の発達の段階や、学校、地域の実情等を考慮した安全教育の推進を図る。	3,932	3,726	◎
80			部活動指導員配置事業	中学校、高等学校及び中等教育学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るために、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する。	101,888	102,942	○
81		○	こどもたちの平和学習推進事業	学校において「被爆体験を聴く会」、「平和を考える集い」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を発達段階に応じて行い、被爆体験・戦争体験の継承を図る。また、平和記念日に焦点を当てた平和学習については、全校又は学年単位で行うことで、取組の更なる充実を図り、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。	3,708	3,544	◎
82		○	小・中・高校生によるヒロシマの継承と発信	平和についての思いや願いをメッセージとして発信する「こどもピースサミット(小学校6年)」や英語で発信する「中学生による『伝えるHIROSHIMAプロジェクト』」、また、小・中・高校生が演劇や歌等で表現する「ひろしま子ども平和の集い」などの取組を通して、平和についての意識の高揚を図る。	1,323	1,687	◎
83		○	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。 また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。 さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。	526,068	534,816	○
84	新規		休日の部活動の地域移行 (6月補正対応)	中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに教員の働き方改革を推進するため、学校・地域の実情や、本市における各競技等の活動状況を踏まえながら、休日の部活動を段階的に地域移行できるように、まずは、モデル校において検証を行う。	7,101	13,080	○

番号	新規・拡 充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
85		○	広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。	—	—	
86			障害のあるこどものための医療的ケア実施事業	小・中学校等の医療的ケアが必要な児童生徒等に対して、看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。	10,824	9,128	○
87	新規		医療的ケア児の通学支援モデル事業	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがないでも通学できるよう、通学に必要な介護タクシー手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。	—	4,106	○
88		○	就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配付する。	—	—	
89		○	帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行うとともに、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを拠点校に配置し、外国人の児童生徒の実態把握の方法や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。	25,606	25,976	○
90		○	ふれあいひろばの運営（不登校等対策ふれあい事業）	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入るのが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。	112,544	112,592	○
91	拡充	○	ふれあい教室（不登校児童生徒適応指導教室）の運営	市内5か所に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。 （4ヶ所⇒5ヶ所）	14,403	62,463	○
92		○	学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、各教科、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて、LGBTなど現代的な課題を含む人権尊重の意識を高める取組を行う。 また、教職員を対象として、LGBTに係る適切な理解を含む人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。	1,702	1,867	○
93		○	中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	小・中一貫教育校（似島・戸山・阿戸）における特色ある教育を展開するとともに、いきいき体験オープンスクールを実施する。	958	958	◎
94		○	教職員配置の充実	少人数学級編制や生徒指導体制の強化、外国語科導入に伴う小学校英語専科指導の充実など、本市の課題解決に向けた取組を推進するため、教職員配置の充実を図る。	—	—	
95		○	教職員研修の実施	教職員の資質・能力の向上に向け、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、経験年次研修等を実施する。	—	—	
96			教員の資質・能力向上推進事業	各幼稚園・学校が、教育に関する専門的かつ実践的研究者を招へいし研修会を実施することにより、教育活動の改善と充実及び教員等の資質・能力の向上を図る。	1,820	1,897	◎
97		○	学校運営協議会の設置・運営（コミュニティ・スクール）等	全ての市立小・中・高等学校等に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとすることで、地域の特色を生かし地域全体で子育てに取り組む意識の醸成を図る。	14,028	13,962	◎
98			学校教育活動地域連携推進事業	全ての小中学校等において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」の3つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、最適なテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を行う。	20,163	17,828	○

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
99		○	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施	学校と家庭・地域が連携してこどもの健やかな成長を図るため、地域コーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進する。	56,700	56,700	○
100		○	ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。	8,668	8,668	◎
101		○	長寿命化計画に基づく学校施設の老朽化対策	主たる校舎が建設後30年以上経過した学校が全体の9割を超えることから、計画的に老朽化対策及び長寿命化に取り組むため、学校施設の長寿命化計画を策定し、これに基づき改修・改築等に取り組む。	943,700	577,004	○
102		○	ICT環境の整備・活用の促進	ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業づくりを推進するための指導方法の研究に取り組み、その成果を全校に普及させるとともに、多様なニーズに対応できるよう、ICT機器の整備と利活用の推進に努める。	—	—	○
103			個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システムの運用	教育ICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した学習を行うことができるようにするとともに、学力の向上を含めた、資質・能力の一層確実な育成を図るために、AIを活用したデジタルドリル、協働学習支援ツール、デジタル教材等の学習支援システムを運用する。	149,204	146,503	◎
104		○	広島市の学校における働き方改革推進プランの推進	教職員の勤務時間外の在校時間と年次有給休暇に関する目標の達成に向けて、中学校の部活動において専門的な指導や週休日の大会引率などを行う部活動指導員の配置や教育情報化推進のための学校支援体制の整備などに取り組む。	422,169	475,601	○
105			就職コーディネーター活用事業	就職コーディネーターを配置し、市立高校生の就職支援や民間企業訪問して雇用企業の開拓等を行う。	384	385	◎
106			学校図書館の活性化	原則として2中学校区に1人の臨時司書を配置し、担当中学校区の全小中学校を巡回し、各学校の司書教諭等と連携を図りながら、学校図書館の環境整備を行い、学校図書館機能の充実を図る。	5,048	5,048	◎
107			学校給食によるごみの量の削減	学校給食指導の充実に取り組み、食べ残しによるごみの量の削減に努める。	—	—	

重点施策(4) 放課後等のこどもの居場所の確保

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
108		○	放課後児童クラブの運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、その健全な育成を図るため、適切な遊び及び生活の場を提供する。また、保護者のニーズに対応するため、適切な負担軽減措置を組み込んだ利用者負担を導入するとともにサービス向上策を実施する。	2,451,309	2,737,059	○
109		○	放課後児童クラブ職員等専門研修	児童の健全育成に必要とされる実務的な知識及び技能を習得させるため、職員の研修を行う。	2,182	2,284	○
110		○	民間放課後児童クラブ運営費等補助	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行い、児童の受入枠の拡大を図る。	1,354,909	1,373,987	○
111		○	放課後子供教室の運営	小学校の余裕教室や児童館等を活用して、地域との連携・協働により、放課後学習の支援や様々な体験・交流活動を実施する。	1,388	1,388	○
112		○	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援、家族の一時的な休息などを目的として、放課後及び長期休暇中に、特別支援学校内で児童・生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。	58,278	64,101	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
113		○	ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。	10,433	10,652	
114			放課後児童クラブ延長事業	広島市が開設する全ての放課後児童クラブにおいて、放課後児童クラブ利用者のニーズを踏まえ、一定の利用者負担（利用料金2,400円/年）の下で、長期休業中の朝の開設時間延長を実施する。	—	—	
115		○	児童館の整備	児童館未整備学区について、学校の余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどによる経費の縮減を図りながら、その早期解消に向けた計画的な整備を行う。	293,416	526,322	○
116		○	児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。	892,072	1,000,933	◎
117		○	放課後プレイスクール事業	児童館未整備学区において、児童の健全育成を図るため、学校施設等を活用して、地域の担い手による放課後等の安全・安心なこどもの遊び場の確保を行う。	14,049	12,028	○
118		○	公園・緑地整備	こどもの安全・安心な遊び環境の充実に寄与する公園・緑地の整備を行う。	149,200	109,000	○
119		○	ちびっこ広場の整備	街区公園・近隣公園等の補完的施設として、こどもの心身の健全な発達を図るため、遊び場を整備する。	9,559	4,666	◎
120		○	冒険遊び場事業	こどもが自然に触れながら遊びの中で、創造性、社会性、危機回避能力を身に付けていく場（冒険遊び場）について、基幹パークにおける定期的な開催のほか、基幹パークと地域等との連携・協働による地域の身近な場所での冒険遊び場づくりを促進する。	3,231	3,231	◎
121			身近な公園再生事業	既存の街区公園等を市民が主体となって、独自のルールづくりや地域のニーズに合った施設づくりを行うことにより、市民が安心して使える利用しやすい魅力ある公園として再生していく公園づくりを支援する。	476	476	◎
122			広島市立学校体育施設開放事業	市立小・中・高等学校の屋外運動場、屋内運動場及び中学校の武道場を、学校教育に支障がない範囲（平日の夜間及び学校休業日）で、地域住民に開放する。	7,100	7,055	◎
123			広島市立学校プール開放事業	夏季休業日に、児童等を対象に、小学校のプールを開放する。	5,345	5,226	◎

重点施策（５） 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
124		○	思春期保健対策事業	小中学生を対象に乳幼児とのふれあい体験の機会を提供し、高校・大学生等を対象に思春期保健に関する講演会を実施する。	272	463	
125		○	思春期を対象としたメンタルヘルス相談窓口に関するカードの作成・配布	思春期を対象としたカード「ひとりで悩まないで～中学生・高校生のあなたへ～」を作成し、市内の市立、県立、私立中学校及び高校の1年生に配付する。	174	297	◎
126		○	デートDV防止対策	交際相手からの暴力（デートDV）に対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のパンフレットを作成し、市内の高校1年生、大学及び短期大学等に配付する。また、啓発用のパネルをイベント等において掲出する。	346	396	○
127		○	思春期精神保健に関する相談指導	思春期相談や診療、中・高等学校教員への技術援助・研修の実施や市立高校精神保健連絡会を開催する。	2,710	1,859	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
128			思春期保健教育の充実	市立の小・中・高等学校、特別支援学校で、学習指導要領に基づき、年間計画のもと、こどもの発達段階に応じた性教育(エイズ教育含む。)を実施する。	—	—	
129			高等学校の精神保健に関する研修会	精神保健に関する事例研究を通して、相談指導体制の充実を図る。	—	—	
130		○	学校における飲酒・喫煙防止教育の推進	各保健センターが、小・中・高等学校、大学、専修学校等と連携して、児童生徒や学生等への飲酒・喫煙防止教育を実施する。	—	—	
131		○	乳幼児の保護者への周知	乳幼児健診において配付するパンフレットにこどもの受動喫煙の害について掲載し、保護者に周知する。	4か月児健康診査(22)、1歳6か月児健康診査(23)及び3歳児健康診査(24)に含む。	4か月児健康診査(22)、1歳6か月児健康診査(23)及び3歳児健康診査(24)に含む。	
132		○	保育園児等に対する喫煙防止教育	将来の喫煙を防止するために、保育園や認定こども園等において防煙紙芝居を実施するとともに、保護者ヘチラン等を配布し、受動喫煙防止や早期防煙教育の必要性を周知する。	51	51	○
133			学校内完全禁煙	喫煙防止教育の指導効果を高め、こどもの喫煙者をなくすことを目的として、全学校内完全禁煙を実施する。	—	—	
134		○	薬物乱用防止事業	国、県が作成した薬物乱用防止に関するポスターの市関係課への配付や、県等が実施する街頭啓発キャンペーンに参加する。 若年層等への効果的な働きかけを行うため、バナー広告を作成・掲出し、広島市ホームページの薬物乱用防止特設ページに誘導するとともに、啓発動画の大型ビジョン・YouTube等での配信、啓発リーフレットの作成・配布など、関係部署と連携し、広報・啓発の強化を図る。	710	573	◎
135		○	広島市食育推進計画の推進	第4次広島市食育推進計画(令和4年3月策定)に基づき、健全な食生活を実践する市民を増やすための食育の取組を進める。	3,717	2,418	○
136		○	食育教室、食生活相談	離乳食・食育教室等の開催、乳幼児健康診査等における食生活指導・相談の実施により、望ましい食生活、こどもの発達に応じた食事の進め方、調理方法等について普及啓発を行い、こどもと親の健康づくりを推進する。	901	1,325	◎
137		○	保育園等における食育の推進	保育園等の給食や栽培活動、食材に親しむ等の豊かな体験を通して、乳幼児期の望ましい食習慣の定着を図る。	—	—	
138			「若者世代のための食育啓発活動」の実施	近い将来、社会を担う人材となり、子育て世代ともなる20歳代に対し、「望ましい食習慣の形成・食に関する自己管理能力の育成」を図るため、趣旨に賛同する大学や企業と連携し、大学生の発想や企画力を生かした取組を実施する。	「広島市食育推進計画の推進事業」(135)に含む。	「広島市食育推進計画の推進事業」(135)に含む。	○
139		○	少年相談・立ち直り支援の実施	電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度、また、就学・就労支援が必要な場合等に、市教育委員会と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。	17,083	17,347	◎
140		○	居場所づくりの実施	少年サポートルームにおいて、少年のコミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、ボランティア等と一緒に様々な体験活動等を行う。	822	835	◎
141		○	学校支援の実施	県警察スクールサポーターとして指定された自立支援相談員等を中学校等に派遣し、少年の非行防止や学校支援に取り組む。	293	260	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
142		○	街頭補導活動の実施	市教育委員会、県警察、青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見・早期指導により、少年の非行防止に取り組む。	770	766	◎
143		○	非行防止啓発活動の推進	非行防止や非行からの立ち直りに係る啓発活動を行うほか、少年の非行問題に関するセミナー等を開催する。	「少年相談・立ち直り支援の実施」(139)に含む	「少年相談・立ち直り支援の実施」(139)に含む	
144		○	ネットパトロールの実施	インターネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。	2,100	2,231	○
145			非行防止教室	暴走族加入防止や犯罪防止等に関する内容を学習する「非行防止教室」を小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校で実施する。	—	—	
146			非行防止地域巡回事業	各地区の青少年指導員が各小学校区内を巡回し、問題行為少年の早期発見・早期指導及び環境浄化活動を行う。また、青少年指導員に対する研修を充実させるとともに、学校・警察等の関係機関と連絡会議の実施等を通して連携を強化する。	16,663	17,089	◎
147			青少年健全育成強調月間	11月に市・区青少年健全育成大会を開催し、青少年の健全育成を図る。	1,905	2,146	◎
148			「青少年からのメッセージ」募集・活用	毎年異なるテーマを設けて、青少年から作文等のメッセージを広く募集する。入選作品については、青少年健全育成市民大会で披露するとともに、入選作品集を作成し、学校及び関係団体等へ配布する。	569	574	◎
149		○	電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業	家庭・学校・地域・事業者が連携し、10オフ運動や#電子メディアチャレンジの推進、青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店の登録及び電子メディアに関する講習会の開催などの取組を行う。	2,393	2,394	◎
150		○	広島っ子わくわくホリデー事業	こどもや親子を対象とする様々な体験活動の情報を提供する。	—	—	
151		○	冒険遊び場事業（再掲）	こどもが自然に触れながら遊びの中で、創造性、社会性、危機回避能力を身に付けていく場（冒険遊び場）について、基幹パークにおける定期的な開催のほか、基幹パークと地域等との連携・協働による地域の身近な場所での冒険遊び場づくりを促進する。	3,231	3,231	◎
152		○	放課後子供教室の運営（再掲）	小学校の余裕教室や児童館等を活用して、地域との連携・協働により、放課後学習の支援や様々な体験・交流活動を実施する。	1,388	1,388	○
153		○	文化関係施設におけるこどもに関する事業	体験を通じて歴史や科学、交通、芸術等への興味や関心を高めるため、参加体験型の教室等を実施する。（郷土資料館・こども文化科学館・江波山気象館・交通科学館・広島城・現代美術館・区民文化センター・こども図書館・各区図書館・映像文化ライブラリー）	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
154		○	スポーツ関係施設におけるこどもに関する事業	広域公園陸上競技場、各区スポーツセンター等でこどもを対象に、各種教室を開催する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
155		○	広島市小学生スポーツ交歓大会	サッカー、バレーボール、陸上など7種目の競技について、スポーツ交歓大会を開催する。	2,090	2,090	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
156		○	青少年教育施設の運営	豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を通して心身共に健やかな青少年を育成する。（三滝少年自然の家・青少年野外活動センター・こども村） 青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図る。（青少年センター） 青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに、自主性を助長することによって、その資質の向上を図る。（国際青年会館）	406,398	415,696	◎
157		○	中・高校生ピースクラブの開催	中・高校生を対象に、平和を目指して取り組む力を養い、平和を推進していく人材の育成を図るため、被爆の実相等を学ぶ講座やワークショップ等の学習の場を提供する。	1,229	1,734	◎
158		○	平和学習講座	被爆の実相や核兵器廃絶への取組などについての理解を深めるとともに、自ら平和活動に取り組む意識を醸成するため、講師を小・中・高等学校等に派遣し、平和学習を実施する。	568	567	◎
159		○	学校等における環境美化教育の推進（環境ポスターの募集）	環境教育の一環として、広島市内の小・中学生を対象に、テーマに基づいたポスターを募集し、環境保全及び環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、優秀作品は、施設等に掲示し、意識啓発の広報に活用する。	945	942	◎
160		○	こどもエコチャレンジ	市内の小中学生が、夏休み中にエコチャレンジシートを用いた省エネ活動に取り組むことにより、日々の暮らしと地球温暖化の関わりを知り、温暖化防止のためのライフスタイルや環境に配慮した行動を身につける。	—	—	◎
161		○	広島地球ウォッチングクラブ事業	3歳から高校生までを対象とした「こどもエコクラブ」のグループに対し、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、環境学習会の開催などを行う。	496	496	◎
162			埋蔵文化財出土品保存活用事業	文化財に接する機会の提供を目的として、文化財課主催の学習講座や小中学校・公民館等への出張講座等を開催する。	広島市文化財団への委託料に含む。	広島市文化財団への委託料に含む。	
163			森林公園自然体験活動推進事業	小・中学生を対象に、自然体験活動推進事業を実施する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
164			小・中学生の文化施設観覧料等の無料化	小・中学生に係る文化施設観覧料等を年間を通じて免除することにより、こどもたちが地域の歴史・文化・芸術・自然等に触れる機会が増え、その郷土を愛する心と豊かな感性や創造性を育むとともに、家族連れで利用する機会が増加するなどワーク・ライフ・バランスのまちの実現に寄与する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
165			福祉教育の推進	社会福祉協議会が、学校、企業、団体を対象として、福祉活動体験学習を行い、福祉教育を推進する。	3,451	3,450	○
166			広島市立高等学校の生徒による広島市議会への提案発表会	高校生が、日ごろの各教科の授業、ホームルーム活動や生徒会活動等により身に付けた知識を活用し、身近な地域のことについて自ら課題を見出し、その改善策等を広島市議会議員にパワーポイント等を使用し、提案発表する。	—	—	◎
167			プロ音楽家による出前音楽授業	音楽によるまちづくりを進めるためには、将来の担い手であるこどもに早いうちから音楽に親しんでもらう機会を増やす必要がある。そこで、小学校を対象として、プロ音楽家による出前授業を実施する。	600	600	◎
168			プロフェッショナル人材活用事業	高等学校へ大学教授や産業界で活躍している企業人などを招へいするとともに、専門高校において実施しているインターンシップを支援する。	964	964	◎
169			高校生の国外留学推進事業	国際的視野を持った高校生の育成を図るため、国外留学の実施及び海外からの交換留学生の受入れを行う。	5,839	5,839	◎
170			高校生による温暖化対策チャレンジ事業	C02センサーユニットを活用する取組や温室内の二酸化炭素濃度を自動的に調整するシステム開発の基礎研究を行う。	1,057	1,057	◎

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
171			清掃事業の普及啓発(ごみのおはなし)	小学生及び保護者に、ごみ処理についての関心と理解を深めてもらうため、小学3・4年生の社会科副読本「わたしたちの広島市」の補助教材として作成・配付している。	698	682	
172			児童生徒発明くふう展	市内の小学生、中学生、高校生等を対象に創意工夫に富んだ発明くふう作品を募集し、優秀作品の表彰及び展示を行う。	634	643	◎
173		○	青少年支援メンター制度の推進	メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人とこどもが継続的・定期的に交流することにより、こどもの心の成長を支援する。	2,222	1,964	◎
174		○	姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	青少年国際平和未来会議及び広島市・大邱広域市青少年交流事業において、姉妹友好都市等の青少年と本市の青少年が交流することにより、次代を担う青少年の世界平和への意識を高める。	5,046	7,863	◎
175		○	ユースピースボランティア事業	次代を担う広島の青少年自らが、平和の大切さを学ぶとともに、海外からの訪問者にヒロシマの心を伝える機会を提供するため、平和記念公園を訪れる外国人に対して被爆の実相を英語で伝えるボランティアガイドを育成し、その活動を支援する。	528	1,193	◎
176		○	福祉教育推進のための人材育成	社会福祉協議会が行う青少年等を対象とした福祉教育を推進していくための人材育成を行うことにより、高齢者や障害者等への理解を促進するとともに、地域で支え合う意識の醸成を図る。	50	50	○
177			修学旅行生への被爆体験講話等	被爆の実相を次の世代に正しく伝え、平和意識の高揚を図るため、修学旅行生を始めとする国内外からの来訪者などを対象に、学校等からの依頼を受けて、被爆体験証言者による被爆体験講話や原爆記録ビデオの上映等を行う。	7,947	7,959	◎
178			広島・長崎市児童生徒平和のつどい	平和学習等を通じて、広島市と長崎市のこどもたちの平和意識や被爆体験の継承への意欲の高揚を図るとともに、集団生活を通して、社会性や協調性、自主性を養い、青少年リーダーとしての資質向上を図る。	378	626	◎
179			ひろしま子ども平和の集いの開催	若い世代への平和意識の高揚と主体的な取組の促進を図るため、平和記念式典への参列等を目的に広島を訪れる青少年と広島の青少年が、平和へのメッセージの発表や意見交換を行うイベントを開催する。	1,445	1,498	◎
180			こどもたちの平和文化活動支援事業	小・中学生による多様な平和文化活動を奨励し、活性化させることにより、こどもたちの平和意識の高揚を図る。	1,736	1,704	◎
181			平和記念資料館学習ワークブックの作成	修学旅行生等が、広島平和記念資料館の見学を通して、より効果的に被爆の実相を学び、平和を目指す自主的な取組につなげることができるよう、また、広島市への修学旅行誘致及び資料館入館者増加策の一助として、「広島平和記念資料館平和学習ワークブック」、「広島平和記念資料館学習ハンドブック」、「平和記念公園めぐり」を作成し、配付する。	2,941	2,941	◎
182			広島平和記念資料館ホームページ及びデータベースの管理・運用	核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を世界に訴え、国際世論を醸成していくため、広島平和記念資料館のホームページ等により、原爆・平和に関する情報を発信する。	10,014	7,689	◎
183			ジュニア向け平和学習用教材の作成	広島平和記念資料館見学の事前学習や、家庭での平和教育用に、小学校低学年向けの分かりやすい平和学習用教材を新たに作成する。	1,797	1,797	◎
184			若者による平和の誓いの集い	「ヒロシマの心」を次世代に継承するため、若者が主体となって企画・運営する平和の誓いの集いを開催する。	332	319	◎
185			保健センター等におけるふれあい体験学習	小・中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験の機会を提供する。	「思春期保健対策事業」(124)に含む。	「思春期保健対策事業」(124)に含む。	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
186	新規		こども図書館再整備	こども図書館は、昭和55年の開設から40年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることに加え、耐震化も未実施である。また、令和4年12月に「広島市立図書館再整備方針」を策定し、再整備を行うこととしている。 このため、耐震・長寿命化改修工事を行うとともに、合築施設であるこども文化科学館のリニューアルに合わせて、その機能・サービス等の整備、充実を図る。	-	5,800	◎
187	新規		こども文化科学館リニューアル	広島市こども文化科学館は、開館から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、耐震化も未実施であり、また、常設展示の展示内容については、20年以上大規模な更新がされていない状況にあることから、施設の耐震及び長寿命化と併せて展示内容のリニューアルを行う。	-	23,000	◎

重点施策（6） 子育て家庭等に対する相談支援体制の充実

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
188		○	保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、保健師地区担当制を導入し、アウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。	4,045	1,086	○
189		○	こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。	1,914	905	
190		○	家庭訪問指導事業（再掲）	生後4か月までの乳児に対しては保健師又は助産師により、妊産婦及び4か月以上の乳幼児に対しては保健師による家庭訪問指導を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。	12,150	12,444	○
191		○	健康相談室（再掲）	乳幼児とその保護者を対象に公民館、集会所等で、子育てに関する相談等を実施する。	264	264	◎
192		○	地域子育て支援センターの運営（再掲）	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成・育成、子育て応援マップ等による子育て情報の提供などを行う。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	
193		○	こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達について相談したい保護者や、こどもの問題で困ったり、悩んでいる保護者に対し、家庭相談員や保健師などが相談に応じ、必要な助言や支援を行う。	666	769	
194		○	青少年総合相談センターの運営	青少年問題への総合相談機関として、青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年教育相談員による相談、支援を行う。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。	9,753	10,364	○
195			おひぎにだっこのえほん事業	乳幼児期から親子が絵本を通してふれあい、読み聞かせやおはなしを楽しむため、こども図書館において乳幼児向け絵本のブックリストを作成し、各区保健センターにおいてこんにちは赤ちゃん事業時に配布する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
196		○	各区の常設オープンスペースの運営	乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、各区の地域福祉センター（中区は健康科学館内）において、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	
197	拡充	○	公募型常設オープンスペースの運営補助・拡充	NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースについて、運営費等を補助し、設置数を拡大するとともに、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等機能の充実を図る。（安佐南区に新規開設）	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
198		○	地域のオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営するオープンスペースについて、支援者及び参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行うことにより、活動の活性化を図る。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	○
199		○	きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等の有する専門的機能を活用し、園庭開放、育児講座等を行うことで、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安を解消し、家庭の子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	◎
200			地域子育て支援拠点事業	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに対する不安等の相談指導、子育てサークルの育成支援、親子ふれあい教室等の育児講座・地域子育て支援連絡会の開催、子育てリーダー等子育て支援者の養成・育成、子育て応援情報マップの作成による子育て情報の提供等を行う。 また、各区に設置した常設オープンスペースの運営により、子育て家庭の親とそのこどもが、いつでも気軽に集い、自由に相互交流できるとともに、子育てに関する相談などを行う場を提供し、子育てを支援する。さらに、地域のオープンスペースに対して参加者の傷害保険料を負担する。	152,021	185,138	○
201		○	ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。	300	300	◎
202		○	こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちひやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。	「児童虐待防止のための取組」(480)に含む	「児童虐待防止のための取組」(480)に含む	○
203		○	青少年への相談支援	青少年総合相談センターにおいて、青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年教育相談員による相談、支援を行うとともに、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。 また、SNSを活用した相談、支援について、広島県等と連携しながら取り組む。	「青少年総合相談センターの運営」(194)に含む。	「青少年総合相談センターの運営」(194)に含む。	
204		○	子育てハンドブックの作成・配布（再掲）	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度及び相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。	440	451	

重点施策（7） 子育て家庭の経済的負担の軽減

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
205			出産・子育て応援給付金の支給	出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るための給付金を支給する。	1,061,825	841,096	
206		○	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前までの国内に住む児童を養育している者に支給を行う。	17,528,054	20,717,185	
207		○	保育料の軽減・減免	災害、疾病等により収入が減少した者や、生活困窮者、ひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯及び多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料を軽減・減免する。	—	—	
208		○	保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。	1,063	1,010	
209		○	幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（新制度未移行園）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。	9,758	8,778	○
210		○	就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。	1,776,995	1,743,123	○
211		○	特別支援教育就学奨励	小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、学用品費等の経費の一部を援助する。	62,985	66,740	○

番号	新規・拡 充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
212		○	市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により授業料等を納めることが困難な者について、これを減免する。	—	—	
213		○	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。	1,944,082	1,512,204	
214			小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化を受けていない当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。	9,600	4,080	
215		○	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。	—	—	
216			多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減	多子世帯・ひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯の保育料を軽減する。	—	—	
217		○	こども医療費補助	中学3年生までの子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。 対象者 入院：中学3年生まで 通院：小学6年生まで （※令和7年1月から通院の補助対象年齢を、「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大する）	2,578,915	2,596,185	○
218		○	養育医療給付	入院養育を必要とする、未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療を給付する。	88,245	79,863	
219		○	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。	469,092	469,186	
220		○	母子の健康診査等に係る費用助成	妊婦乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。	1,082,375	1,095,954	
221			療育給付	長期の療育を必要とする結核のこどもに対し、指定医療機関において医療の給付と学習の援助を行う。	—	—	
222			自立支援医療（育成医療）	身体に障害のあるこどもに対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	13,598	9,151	○
223			小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具の給付を行う。	936	908	
224			不育症検査費用助成事業（再掲）	流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療及び出産につなげるため、検査に要する費用の一部を助成する。	1,410	149	

基本的視点2 社会的支援の必要性が高いこども・家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策(1) 児童虐待防止対策の推進

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
225		○	オレンジリボンキャンペーンの実施	こどもへの体罰の禁止など、児童虐待に関する問題に対する市民の理解を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進し、広島県と連携して、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポスターの作成・掲示等の広報・啓発活動を行う。	2,823	2,823	
226		○	児童虐待防止のための資質の向上事業	保育園、幼稚園など児童相談に関わる者に対して児童虐待の予防や早期発見についての研修を実施する。	642	436	
227		○	児童虐待予防対策事業	児童虐待を未然に防ぐため、こんにちは赤ちゃん事業等により把握した、育児を行う上で保護者の負担が重くなると考えられる家庭や乳幼児健診未受診者に対し、保健師の継続的な家庭訪問等による支援を行う。	3,781	4,076	○
228		○	こんにちは赤ちゃん事業（再掲）	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。	1,914	905	
229		○	家庭訪問指導事業（再掲）	生後4か月までの乳児に対しては保健師又は助産師により、妊産婦及び4か月以上の乳幼児に対しては保健師による家庭訪問指導を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。	12,150	12,444	○
230		○	養育支援訪問事業	児童虐待のリスクが高い家庭に援助員を派遣し、子育て・家事援助により、児童虐待の防止を図る。	925	—	
231	新規		子育て世帯訪問支援事業	児童虐待のリスクが高い家庭に援助員を派遣し、子育て・家事援助により、児童虐待の防止を図る。	—	616	
232		○	妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）（再掲）	各区保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳交付時等の機会を捉えて、妊婦の心身の状況や妊娠出産に関する不安や悩みを聞き、助言や情報提供等を行う。	24,993	3,489	
233		○	妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート事業）（再掲）	産前8週から産後1年未満の妊産婦を対象に、自宅に助産師を派遣し、産前から産後までの継続した相談対応や沐浴指導等を行う。	2,474	3,489	
234		○	妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）（再掲）	産後ケアについては産後4か月まで、産後ヘルパー派遣については産後1年未満の産婦を対象に、広島市が委託する産婦人科や助産院において宿泊や通所による母体・乳児のケア及び育児に関する指導等、又は自宅へのヘルパー派遣による家事や育児等の支援（単胎10回、多胎20回）を行う。 （宿泊型ケアの利用者負担の軽減）	19,100	19,983	○
235		○	子育て短期支援事業	保護者が疾病その他の理由によって、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。	3,767	7,730	
236		○	子育て短期支援事業における受入強化事業	子育て短期支援事業における児童の受入を促進するため、新たにショートステイ専用の居室を整備する児童養護施設等に対し、施設改修費等の経費を補助する。	9,830	10,085	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
237			きんさい！みんなの保育園事業（養育支援が必要な家庭への支援）	特別な支援を要する親子等に保育園を開放し、保育園入園児童との交流を通じて、子育ての工夫の仕方等について相談・助言等を行う。	「保育園等運営」（59）に含む。	「保育園等運営」（59）に含む。	◎
238		○	児童相談所における相談支援等	児童相談所において、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等を行う。	—	—	
239		○	こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達について相談したい保護者や、こどもの問題で困ったり、悩んでいる保護者に対し、家庭相談員や保健師などが相談に応じ、必要な助言や支援を行う。	666	769	
240			児童家庭支援センターの運営に対する支援	児童虐待等に関する相談支援等の充実を図るため、各区こども家庭センターや児童相談所の補完的機能を担う児童家庭支援センターを設置・運営する社会福祉法人等に対し、必要経費を補助する。	25,475	28,800	
241		○	こども虐待夜間・休日電話相談事業（再掲）	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。	「児童虐待防止のための取組」（480）に含む	「児童虐待防止のための取組」（480）に含む	○
242			DV被害者支援の充実	配偶者暴力相談支援センターでの相談支援の実施、民間シェルターの支援等を行う。	5,294	5,086	○
243		○	こどもの安全確認	児童虐待通告に対し、できる限り迅速に（原則として48時間以内に）こどもの安全確認を行い、必要に応じこどもの一時保護などの対応を行う。	—	—	
244		○	広島市要保護児童対策地域協議会の運営	医師会や警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童等に関する情報の共有化を図るとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	—	—	
245		○	一時保護の実施	児童虐待、放任等の理由によりこどもを家庭から引き離す必要がある場合等において、児童相談所の一時保護所に一時保護する。	—	—	
246		○	一時保護委託強化事業	一時保護所の定員超過による入所児童の処遇改善を図るため、幼児5人を限度として、児童相談所から近距離にある広島乳児院に一時保護委託を行う。	6,863	6,826	◎
247		○	児童養護施設等児童福祉施設入所措置	児童養護施設等において、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。また、良好な家庭的環境の中での支援を目指し、生活単位の小規模化や個別支援の充実を図る。	1,695,607	1,799,348	
248		○	母子生活支援施設入所措置	母子家庭の母とこどもを共に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について支援する。	219,189	226,459	
249		○	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」（247）に含む	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」（247）に含む	
250		○	里親委託	要保護児童の養育についての理解及び熱意を有している里親に委託し、家庭における養育環境と同様の環境の下で養育を行う。			
251		○	里親養育包括支援（フォスターリング）事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を行う。	5,825	5,757	○

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
252			親子支援事業	支援の必要性が高い妊産婦及びその児童を対象に、産前・産後に母子生活支援施設において宿泊により受け入れて、相談支援のほか、育児支援・家事支援を行う。	—	「母子生活支援施設入所措置」(248)に含む	
253			社会福祉審議会（入所措置等専門部会）	社会福祉審議会に医師、弁護士等の専門家からなる部会を設置し、児童相談所が行う措置について、調査審議等を行う。	264	264 ₅	◎
254		○	専門職員による支援	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、児童虐待を受けたこどもに対する専門的見地からの相談・援助を行う。	—	—	
255		○	一時保護所における学習支援	学習指導員の配置等により、一時保護されたこどもの学習環境の向上を図る。	64	25	○
256		○	臨床心理士による家族支援	施設入所等で親子分離した後のこどもや保護者に対し、臨床心理士による家族再統合プログラムの作成やカウンセリング等の支援を行う。	—	「児童虐待防止のための取組」(480)に含む	
257		○	児童相談所の建替え整備	狭あい化、老朽化している児童相談所（こども療育センターを含む）を建て替え、相談室等を拡充するとともに、専用個室の設置など一時保護所の環境整備を行う。	3,210,676	27,946	○
258		○	専門知識等を有する職員の配置の充実	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、人口や虐待相談対応件数に応じて、必要な児童福祉司・児童心理司等の確保に取り組み、医師や保健師などを含めて、高い専門知識やノウハウ等を有する職員が、的確に児童虐待事案等に対応する。	—	—	
259		○	警察OBや弁護士の配置	児童虐待通告への的確かつ安全な対応や警察との円滑な連携が図られるよう、警察OB職員を配置するとともに、法的な問題についての助言等を受けるため常駐の弁護士を配置する。	14,241 _—	14,170 _{14,241}	
260		○	警察等との連携の推進	困難事例への対応力の向上を図るため、警察との合同訓練を実施するとともに、児童虐待を受けたこどもの気持ちや立場へ配慮する観点から、こどもへの面接を警察や検察と協同で実施する。	—	—	
261		○	関係機関の情報共有の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区ごとに定期的に開催し、支援対象児童等について密接な情報共有を図る。また、実務者会議への医療機関や民生委員・児童委員等の参加など、地域との連携の更なる強化に向けた検討を進める。	—	—	
262		○	学校との連携の強化	全ての学校の校内組織に位置付けられた教育相談・支援の担当教員と連携し、学校から児童虐待の端緒を把握した旨の情報提供があった場合に、適切な対応・支援を行う。	—	—	
263		○	他の児童相談所との情報共有の徹底	児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の情報引継について、全ての事案に係る具体的な経緯や状況等を書面により移管先の児童相談所に提供するとともに、緊急性が高い場合は対面による引継を行うなど、他の児童相談所との情報共有を徹底する。	—	—	

重点施策（２） 社会的養育の充実・強化

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
264		○	里親委託（再掲）	要保護児童の養育についての理解及び熱意を有している里親に委託し、家庭における養育環境と同様の環境の下で養育を行う。	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」(247)に含む	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」(247)に含む	
265		○	里親養育包括支援（フォスタリング）事業（再掲）	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を行う。	5,825	5,757	○

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
266		○	里親への委託前養育支援事業	里親委託を推進するため、里親を受託しようとする者に対し、必要経費を補助する。	1,177	1,197	
267		○	養子縁組民間あっせん機関助成事業	養子縁組の民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を行う際に必要な経費の一部を補助する。	55	376	
268		○	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（再掲）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」（247）に含む	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」（247）に含む	
269		○	ファミリーホーム開設時補助	ファミリーホームの開設に当たり必要な建物改修費・物品購入費に対して補助を行う。	—	—	
270		○	児童養護施設等児童福祉施設入所措置（再掲）	児童養護施設等において、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。また、良好な家庭的環境の中での支援を目指し、生活単位の小規模化や個別支援の充実を図る。	1,695,607	1,799,348	
271			民間児童福祉施設整備補助	家庭で養育が困難な児童が少人数を生活単位とした家庭的環境等において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化等の整備に対する補助を行う。	297,093	—	
272		○	児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等における児童指導員等の負担軽減を図るため、補助者、児童指導員等を指す者及びこどもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイザーを雇用する施設に対し、必要経費を補助する。	46,799	29,718	
273			児童養護施設等における医療機関等連携強化事業	児童養護施設等において、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入れを促進するため、医療機関との連絡調整、医療機関への受診付添等を行う看護師等を雇用する施設に対し、必要経費を補助する。	6,302	6,302	
274		○	母子生活支援施設入所措置（再掲）	母子家庭の母と子どもを共に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について支援する。	219,189	226,459	
275		○	児童養護施設入所児童高等学校進学促進費補助	児童養護施設等に入所している子どもが、私立高校に進学する際の入学金等の一部を補助する。	168	84	◎
276		○	養護施設入所児童スポーツ活動費等補助	児童養護施設等に入所している子どもが、高校の課外活動等や進学のためのレッスンで必要な経費の一部を補助する。	28	34	◎
277		○	意見表明の保障のための取組の検討	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所している子ども・若者から定期的に意見聴取等を行い、子ども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、子ども・若者の意見・意向の伝達などを行う。	—	3,835	
278	新規		社会的養護自立支援事業	児童養護施設から退所した子ども等が、就労、学業を継続し、安定して生活することを目的として、情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、特に支援の必要性が高い者等に対しては、原則22歳の年度末まで施設等において居住の場を提供するなど引き続き必要な支援を行う。	26,588	—	
279		○	社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設から退所した子ども等に、相互の交流を行う場を提供し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援等を行う。	—	24,715	
280		○	就学者自立生活援助事業	自立援助ホームに入所している満20歳以上の大学等に就学している者に対し、原則満22歳の年度末まで引き続き自立援助ホームで生活援助を行う。	—	—	
281		○	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう身元保証人を確保する。	71	65	

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
282		○	児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、児童養護施設等を退所したこどものうち、引き続き援助の必要なこどもに対して、相談その他日常生活上の援助、生活指導及び就業のための支援を行う。	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」(247)に含む	「児童養護施設等児童福祉施設入所措置」(247)に含む	
283		○	自立援助ホーム開設時補助	自立援助ホームの開設に当たり必要な建物改修費・備品購入費に対して補助を行う。	—	—	
284		○	児童養護施設入所児童等自動車運転免許取得費助成	児童養護施設等に入所しているこどもが就職の際に自動車運転免許を取得するに当たり必要な経費の一部を補助する。	200	200	◎

重点施策（３） 障害のあるこどもに対する支援

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
285		○	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	7,942,535	8,922,272	
286		○	放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対して授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。			
287		○	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適応することができるよう、必要なノウハウ等を有することも療育センターの保育士等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行う。			
288		○	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施する。			
289		○	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。			
290		○	障害児入所支援（福祉型児童入所施設）	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施する。	161,948	167,465	
291		○	障害児入所支援（医療型児童入所施設）	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施する。			
292		○	重症心身障害児（者）医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）を受け入れることができる短期入所を実施する。	10,284	10,284	◎
293			医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の保護者の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する。	8,140	8,140	○
294		○	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童及びその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	3,210	3,304	
295		○	特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業（再掲）	障害児を持つ親の就労支援、家族の一時的な休息などを目的として、放課後及び長期休暇中に、特別支援学校内で児童・生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。	58,278	64,101	
296			休暇中の障害児の地域活動支援事業	長期休暇中に、障害のあるこどもが地域のこどもとゲームやリズム遊び等によりふれあう行事を開催する。	750	750	○

番号	新規・拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
297			障害児の長期休暇支援事業	障害のあるこどもの長期休暇中に活動の場を設ける地域の団体に対して、補助を行う。	—	—	
298		○	障害児保育（再掲）	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもとの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域こども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。（保育士の加配基準見直し）	346,817	351,745	◎
299		○	発達支援コーディネーターの養成（再掲）	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。	—	—	
300		○	こども療育センター等における療育の実施	こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の外来診療部門において、障害児（発達障害児を含む。）の診療・外来療育、家族等への支援を実施するとともに、各センターに設置している児童発達支援センターにおいて療育を実施する。	1,582,002	1,748,323	○
301		○	こども療育センターの建替えによる施設機能の充実	児童発達支援センターにおいて発達障害児を受け入れるとともに、障害特性に応じた適切な相談・診療や効果的な訓練・療育が行えるよう、老朽化、狭あい化したこども療育センターを建て替え、相談室や訓練室等の施設機能の充実を図る。	「児童相談所の建替え整備」（257）を含む。	「児童相談所の建替え整備」（257）を含む。	○
302		○	こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センター（北部こども療育センター、西部こども療育センターを含む。）の受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。	「こども療育センターにおける療育の実施」（300）を含む。	「こども療育センターにおける療育の実施」（300）を含む。	○
303			発達障害者支援センター事業	自閉症等の発達障害のあるこども等に対し、関係機関とのネットワークの形成など支援体制を整備するとともに、発達障害児（者）及び家族への相談・療育支援、就労支援及び関係者への研修を実施する。	28,018	36,210	○
304		○	障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進する。	161,776	193,660	
305		○	障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。	57,875	58,995	◎
306		○	各種相談員による相談支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉相談員等が、本人や家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施する。	32,707	5,604	○
307		○	重症心身障害児（者）相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害児（者）本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害児（者）の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施する。	12,614	21,166	
308		○	障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）を作成し、関係者との連絡調整等を実施する。	111,804	121,968	
309		○	各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を国等の制度に基づき適切に支給する。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国等に対して要望等を実施する。	205,594	195,815	○
310		○	重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者（児）に対し、医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。	3,541,395	3,628,397	○
311		○	小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲）	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。	469,092	469,186	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
312			障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給	障害児通所給付費の申請を行い、給付決定を受けた障害児が通所サービスを受けた場合、障害児通所給付費として支払う。給付決定までの間、緊急その他やむを得ない理由により通所支援を受けた場合等が必要であると認めるときは、特例障害児通所給付費を支払う。 また、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支払う。	7,942,535	8,922,272	
313			難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器等の購入、イヤーマーモルドの交換及び補聴器の修理に係る経費の一部を助成する。	3,713	3,136	◎
314			心身障害児福祉施設措置費	市が心身障害児を入所措置した場合、その入所に要する費用を入所施設に対し、措置費として支弁する。	253,026	259,053	
315		○	短期入所	障害児を介護している保護者が、疾病・出産・冠婚葬祭等で家庭での介護が一時的に困難となった場合に、障害児を施設において一時的に預かり必要な支援を行う。	736,222	950,168	
316		○	日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施する。			
317			児童居宅介護	日常生活を営むのに支障があるこどもの家庭をホームヘルパーが訪問し、家事、介護、相談、助言等の日常生活の支援を行う。	544,826	613,348	
318		○	移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加の促進を目的として、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要な外出及び余暇活動等のために外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	961,188	1,010,370	
319		○	要観察児及び保護者への支援	1歳6か月児健診の受診者のうち、発達に課題があると思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。また、乳幼児期のこどもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	2,158	2,125	◎
320		○	5歳児発達相談（再掲）	就学後の適切な支援に結び付けるため、こどもの発達及び行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、各区の保健センターにおいて、心理相談員等による個別相談を実施する。	5,045	5,164	◎
321		○	ペアレントトレーニング研修の実施	保護者が発達障害のあるこどもの行動の特性を理解し、具体的に効果的な対処法を学ぶための実践的な研修を実施する。	299	298	○
322		○	I C T 機器（タブレット型 P C）活用講座の実施	家庭等で発達障害児がタブレット型 P C 等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法などを保護者が学ぶ講座を実施する。	87	87	○
323			I C T 機器を利用した療育に対する研修	こども療育センター等の職員を対象に、タブレット型 P C を使って実施する発達障害児への作業療法、言語療法、理学療法について、専門家による指導を受けるための研修を実施する。	41	41	◎
324			地域における療育の充実に向けた専門研修の実施	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の職員を対象に、発達障害の特性や指導・訓練の技能に関する基礎及び専門研修を実施する。	390	393	◎
325			ソーシャルスキルトレーニング研修の実施	発達障害者に対する地域の支援体制の整備を目的に、生活支援や就職に向けた支援等を行う機関や事業所の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングの研修を実施する。	104	104	○

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
326		○	発達障害児基礎研修会等の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気付きや関わり方などの一層の充実を図り系統立てて学ぶための研修を実施する。	—	—	
327			整理収納講座	発達障害者の安定した日常生活や自立した社会生活を支援するために、身の回りの整理整頓の技法を発達障害者や保護者が学ぶ講座を実施する。	81	82	○
328		○	発達障害者就労準備支援事業	発達障害者を対象に、協力事業所での実習を通じて、就労に必要な社会性や対人関係能力等の基盤づくりを図るとともに、協力事業所への発達障害に対する理解を深める。	57	57	◎
329		○	ペアレントメンター制度の実施	発達障害のあるこどもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達障害のあるこどもの将来や子育てについて不安を抱える保護者に対して相談や助言を行う。	10	10	○
330		○	継続した支援を行うためのツールの活用	発達障害のあるこどもを継続的に支援するため、こどものプロフィールや、保育園、学校、医療機関における支援内容等を保護者が書きつづるための「サポートファイル」を配付するとともに、活用方法等についての説明会を開催する。	766	216	○
331			発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所等で相談に従事する職員、及び行政機関相談従事者に対して、身近な地域において発達障害の視点を持った相談支援が可能となるよう研修を実施する。	101	101	○
332			発達障害者オープン相談	発達障害者（15歳以上）を対象として、人と関わることでできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	1,535	1,250	○
333		○	啓発イベントの実施	市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携の下、専門家による講演会を実施する。	684	685	○
334		○	発達障害者家族の集いの開催	18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換できる場を提供する。	220	220	○
335		○	思春期・青年期発達障害者の相談援助講座の実施	身近な家族とのコミュニケーションが難しくなる思春期・青年期の発達障害者の家族を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法等に関する講座を開催する。	81	81	○
336			発達障害サポーターの養成	「発達障害者家族の集い」においてスタッフとして活動する先輩保護者への研修を実施する。	「発達障害者 児家族の集い 開催」(334)に 含む。	「発達障害者 児家族の集い 開催」(334)に 含む。	
337			発達障害者への障害福祉サービスの提供	生活困難度の高い発達障害者に療育手帳を交付し、生活支援のための福祉サービスを提供する。	—	—	
338			発達障害者支援連絡調整会議の開催	発達障害者支援センターの円滑な運営と関係機関の連携を図るため、発達障害者支援センターの実施状況の報告、連絡調整を行う。	413	277	◎
339	新規		ペアレント・プログラムの実施	家族支援と支援者養成のため、子育てに難しさを感じる発達障害児等の家族がこどもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に付ける「ペアレント・プログラム（研修型）」を実施する。	—	149	○
340	新規		発達障害者生活自立訓練の実施	発達障害者の一人暮らしや保護者なき後の自立に向けた条件整備を図るため、自立生活に必要な基本的生活の知識・技術等を養う生活訓練を実施する。	—	415	○

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
341		○	特別支援教育の充実（再掲）	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。 また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。 さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ＩＣＴの利活用を推進する。	526,068	534,816	○
342		○	広島特別支援学校における教育の充実（再掲）	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。 特に、高等部においては、３年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。	—	—	
343		○	青少年総合相談センターの運営（再掲）	青少年問題への総合相談機関として、青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年教育相談員による相談、支援を行う。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。	9,753	10,364	○
344			私立幼稚園特別支援教育研究事業	一般社団法人広島市私立幼稚園協会が実施する、特別支援教育に関する研究事業に対し、事業費の1/2を補助する。	422	422	◎
345			特別支援学校における相談支援体制の充実	「特別支援学校サポートセンター」において、特別支援学校の専門性等を活かして、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のあるこどもやその保護者、教員からの教育相談に対し、必要な助言・援助等を行う。	—	—	
346			特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、地域交流を促進する事業を行う地域活動グループに対して補助を行い、支援する。	1,980	1,890	◎
347		○	知的障害児（者）の就労前職場体験事業補助	本市の公共施設等における職場体験実習や事前の研修会等を実施する事業に対して助成する。	350	350	◎
348			特別支援学校高等部の職業教育の充実	作業学習の指導方法等の工夫改善や職業実習の機会の充実に努めるとともに、職業コースにおいて、より専門的な技能の向上等を図ることにより、職業教育を充実させる。	2,791	2,312	◎
349		○	障害者差別解消法に基づく研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等による啓発を行う。	715	1,757	◎
350		○	障害者差別解消に向けた相談体制の充実の検討	障害者差別の解消に向けた相談体制の充実について検討する。	2,106	2,051	◎
351			「みんなのお店ひろしま」宣言事業	障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者について、「みんなのお店ひろしま」として市ホームページで公表し、広く周知するとともに、その取組を応援することで、事業者や市民への障害者差別解消に向けた機運醸成を図る。	247	246	◎
352		○	紛争の解決等のための広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の取組	相談及び紛争解決のための体制整備等を定めた「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づく取組を実施する。	708	975	◎
353		○	ヘルプマークの普及促進	広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施する。	—	—	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
354		○	高次機能障害・難病についての啓発	本市の広報紙・ホームページ等を活用し、高次脳機能障害・難病について幅広く情報発信し啓発する。	620	620	○
355		○	フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、障害児（者）と市民との交流を促進する。	6,809	6,809	○
356		○	障害児こどもまつり開催事業補助	ステージ発表やあそびの広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し助成する。	162	162	◎
357		○	福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、障害児（者）と地域との交流を促進する。	—	—	

重点施策（４） いじめ・不登校等対策の推進

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
358		○	道徳教育の推進（再掲）	学校教育活動全体を通じて、児童生徒の人間としての在り方についての自覚を深め、他者と共によりよく生きるための基盤となる、豊かな人間性や社会性などの道徳性を育む。	1,795	1,817	◎
359		○	生徒指導体制の強化・充実（再掲）	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、引き続き、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。 また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。	369,749	393,013	○
360		○	「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催（再掲）	いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。	170	176	◎
361		○	「広島市いじめ防止対策推進協議会」の開催（再掲）	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。	2,901	2,883	◎
362		○	青少年への相談支援（再掲）	青少年総合相談センターにおいて、青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年教育相談員による相談、支援を行うとともに、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。 また、SNSを活用した相談、支援について、広島県等と連携しながら取り組む。	「青少年総合相談センターの運営」（194）を含む。	「青少年総合相談センターの運営」（194）を含む。	
363		○	ふれあいひろばの運営（不登校等対策ふれあい事業）（再掲）	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入るのが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。	112,544	112,592	○
364		○	ふれあい教室（不登校児童生徒適応指導教室）の運営（再掲）	市内5か所に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。 （4ヶ所⇒5ヶ所）	14,403	62,463	○
365		○	ひきこもりがちな青少年への支援事業	ひきこもりがちな青少年の交流・自立支援を行う団体に委託して社会体験活動の提供等の支援を行う。	889	842	◎
366		○	若者の自立・就労支援対策事業	対人関係等の不安から就労に悩みを抱える学生に対して出張相談等を行う。（R3：職業的自立に困難を抱える若者を支援するため、ジョブトレーニングや講演会・セミナー等を実施する。）	250	250	◎

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
367		○	ネットパトロールの実施（再掲）	インターネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。	2,100	2,231	○
368		○	青少年総合相談センターの運営（再掲）	青少年問題への総合相談機関として、青少年問題に対する課題の改善や解決に向け、青少年教育相談員による相談、支援を行う。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。	9,753	10,364	○
369		○	ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成（再掲）	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。	300	300	◎
370		○	ふれあい活動推進事業（再掲）	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。	8,668	8,668	◎
371		○	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（再掲）	学校と家庭・地域が連携してこどもの健やかな成長を図るため、地域コーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進する。	56,700	56,700	○
372			いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめや不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施とともに、全小・中学校において児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止へ向けた活動や仲間づくりの推進を図る。	784	784	○
373			「ひきこもり」への支援について検討	「ひきこもり」状態にあるこどもの実態把握に努めるとともに、関係機関による事例検討会を開催し、支援の方策を検討するとともに、学校の取組に生かす。	—	—	
374			舟入市民病院小児心療科外来	摂食障害や不登校など思春期のこころの問題について、医療面から支援し、こころの健全な発達を支援する。	95,570	95,128	
375			心理面に課題のあるこどもに対する入所・通所治療	愛育園（児童心理治療施設）への入所又は通所により、いじめ、不登校をはじめ、心に悩みや苦しみを抱えるこどもに対し、治療、援助を行う。また、愛育園のこどもと在宅の不登校児童を集めての交流グループワーク（クラブ活動）や行事の実施、学校への講師派遣、ボランティア研修会の実施など、愛育園の専門的な施設機能を在宅不登校児童や地域住民・関係者等へ開放する。	175,920	179,128	○
376			家族療法事業	ひきこもりや不登校児童を抱えた家族を支援するため、愛育園（児童心理治療施設）において、こどもと家族との合同面接や宿泊による家族との話し合い、親グループでの話し合いなど、家族全員を対象とした治療を行う。	19,736	20,664	○
377			青少年により環境をあたえる運動	7月に区や地区で街頭活動、有害環境の浄化活動等を実施し、青少年の健全育成を図る。	848	635	◎

重点施策（５） こどもの貧困対策の推進

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
378		○	生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学4年生から高校生までのこどもを対象に、学習支援会を開催する。	2,481	1,643	
379		○	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の小学4年生から高校生までの児童等を対象に、大学生等による学習支援や進路相談等を行う。	9,768	9,768	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
380		○	保育料の軽減・減免（再掲）	災害、疾病等により収入が減少した者や、生活困窮者、ひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯及び多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料を軽減・減免する。	—	—	
381		○	保育園等入園世帯への教材購入費等補助（再掲）	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。	1,063	1,010	
382		○	幼稚園入園世帯への副食材料費補助（再掲）	私立幼稚園（新制度未移行園）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。	9,758	8,778	○
383		○	市立高等学校の授業料等減免（再掲）	災害や経済的理由により授業料等を納めることが困難な者について、これを減免する。	—	—	
384		○	幼児教育・保育の無償化（再掲）	3歳から5歳までの全てのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。	1,944,082	1,512,204	
385		○	高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）（再掲）	住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。	—	—	
386		○	生活困窮者自立相談支援事業	各区に設置したくらしサポートセンターにおいて、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援を行う。	249,972	244,256	
387		○	家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・支出の節約に関する指導、生活に必要な資金の貸付のあっせん等を行う。	17,891	18,178	
388		○	相談支援事業	各区福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談や指導・助言を行う。	141	141	
389		○	ひとり親家庭等居場所づくり事業	ひとり親家庭等のこどもや親が気軽に集まれる「居場所」を提供し、学習や交流、食事等の支援を行う。	13,316	13,917	○
390		○	住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。	64,351	17,775	
391		○	市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯或多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。	—	—	
392		○	特貸住宅の入居促進	中堅所得者向けの市営住宅（特貸住宅）を、家賃助成により子育て世帯に供給し、居住水準の向上を図る。	—	—	
393			市営店舗入店抽選時の優遇措置	母子世帯について、市営店舗の入店抽選における当選確率を高くする優遇措置（持ち玉数2倍）を実施する。	—	—	
394		○	被保護者就労支援事業	福祉事務所に就労支援のコーディネーターとして就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労支援に関して、他事業との連絡調整や就労支援に向けた同行訪問等の支援を行う。	30,556	16,986	
395		○	就労支援窓口の設置によるハローワークとの一体的な支援	各区の福祉事務所においてハローワーク就職支援ナビゲーターが常駐又は巡回し、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行う。	—	—	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
396		○	母子家庭等就業支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を実施するとともに、就労に必要な知識や技能を習得させるための講習会等を実施し、総合的な就業支援を行う。	30,285	30,200	
397		○	ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な援助を行う。	1,711	1,711	
398		○	子育て短期支援事業（再掲）	保護者が疾病その他の理由によって、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。	3,767	7,730	
399		○	児童手当の支給（再掲）	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前までの国内に住む児童を養育している者に支給を行う。	17,528,054	20,717,185	
400		○	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、手当を支給する。	3,855,679	3,837,146	
401		○	特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。	「母子家庭等 就業支援事 業」(396)に含 む。	「母子家庭等 就業支援事 業」(396)に含 む。	
402		○	離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性などに関する講習を実施する。	210	322	
403		○	就学援助(再掲)	経済的理由により就学に支障を来さないよう小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。	1,776,995	1,743,123	○

重点施策（６） ひとり親家庭への支援

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
404		○	母子家庭等就業支援事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を実施するとともに、就労に必要な知識や技能を習得させるための講習会等を実施し、総合的な就業支援を行う。	30,285	30,200	
405		○	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合、その主体的な能力開発の取組を支援するため、経費の一部を支給する。	117,387	118,427	
406		○	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格の取得を促進するため、給付金を支給する。			
407		○	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸し付け、資格取得と自立を促進する。	29,496	19,745	
408		○	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して対象講座を受講した場合、その費用の一部を支給する。	150	150	
409		○	相談支援事業（再掲）	各区福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談や指導・助言を行う。	141	141	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
410		○	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な援助を行う。	1,711	1,711	
411		○	市営住宅入居抽選時の優遇措置（再掲）	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。	—	—	
412		○	母子生活支援施設入所措置（再掲）	母子家庭の母と子どもを共に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について支援する。	219,189	226,459	
413		○	身元保証人確保対策事業（再掲）	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう身元保証人を確保する。	71	65	
414		○	ひとり親家庭学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭の小学4年生から高校生までの児童等を対象に、大学生等による学習支援や進路相談等を行う。	9,768	9,768	
415		○	ひとり親家庭等居場所づくり事業（再掲）	ひとり親家庭等の子どもや親が気軽に集まれる「居場所」を提供し、学習や交流、食事等の支援を行う。	13,316	13,917	○
416		○	児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、手当を支給する。	3,855,679	3,837,146	
417		○	ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等の医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。	897,366	919,972	○
418		○	保育料の軽減・減免（再掲）	災害、疾病等により収入が減少した者や、生活困窮者、ひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯及び多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料を軽減・減免する。	—	—	
419		○	税負担の軽減等	ひとり親家庭の所得税、市・県民税について、申告に基づき、寡婦控除及びひとり親控除を行う。	—	—	
420		○	水道料金・下水道使用料の減免	ひとり親家庭等の水道料金及び下水道使用料の0～10㎡相当額（1か月につき）を減免する。	163,454	159,956	◎
421		○	母子及び父子福祉資金の貸付け	母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。	1,070,997	1,290,907	
422		○	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸し付け、資格取得と自立を促進する。	29,496	19,745	
423		○	特別相談事業（再掲）	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。	「母子家庭等就業支援事業」(396)に含む。	「母子家庭等就業支援事業」(396)に含む。	
424		○	離婚前後親支援講座（再掲）	離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性などに関する講習を実施する。	210	322	
425			ひとり親家庭健全育成事業の促進	母子会が実施する親子のふれあいや交流の事業を促進し、ひとり親家庭の健全育成を図る。	536	536	
426			ひとり親家庭等生活支援講習会	ひとり親家庭等を対象に、料理教室や健康づくり教室などの生活支援講習会を開催する。	450	300	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
427			こどもが見て聞いて楽しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを「生」で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く3大プロ（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等又はひとり親世帯の親と子を招待する。	2,119	2,118	◎
428			保育園入園の優先的取扱い	ひとり親家庭の自立の促進を支援するため、保育園の入園を優先的に取り扱う。	—	—	
429			旅客鉄道会社定期乗車券割引	児童扶養手当受給世帯等の通勤定期乗車券を割引する。	—	—	
430	新規		養育費に関する公正証書作成費等補助	養育費の取決め内容について公正証書を作成した場合や家庭裁判所の調停で取決めを行う場合の費用を補助する。	1,806 (R5.6補正)	1,806	
431	新規		養育費の保証促進補助	養育費の立替払いを行う保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な保証料を補助する。	150 (R5.6補正)	150	

重点施策（7） 外国にルーツを持つこども及びその保護者に対する支援

番号	新規・拡 充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
432		○	こどもへの支援の充実	保育園等において、社会生活への適応や小学校への円滑な接続を図るため、外国人のこどもの保育等を支援する職員を配置し、絵や写真などを用いた視覚的な支援を通じて生活に必要な言葉の獲得を促すとともに、こども同士の遊びを通じて、きまりを守る心やコミュニケーション力を育む。	—	—	
433		○	就学案内の実施（再掲）	多言語による就学案内を作成し、毎年9月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配付する。	—	—	
434		○	帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進（再掲）	日本語指導協力者や教育相談員を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行うとともに、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを拠点校に配置し、外国人の児童生徒の実態把握の方法や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。	25,606	25,976	○
435		○	外国人市民向け生活情報提供事業	日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめ、多言語（7言語・日本語併記）に翻訳した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成・配布する。リーフレット版は、各区市民課等窓口で配布し、ガイドブック本文は本市ホームページで公開する。	1,155	1,424	◎
436		○	外国人市民の総合相談窓口事業	市内及び周辺市町に居住する外国人及び外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に広島市・安芸郡外国人相談窓口を設置し、多言語による相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。	22,825	25,312	○
437		○	外国人市民の日本語能力向上支援事業	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実を図る。	6,701	8,029	○
438		○	保護者への支援の充実	保育園等において、保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るため、通訳機器の導入や配付物・掲示物の多言語化などを行うとともに、日本人と外国人の保護者やこどもが多様な文化に触れ合う機会を創出し、相互理解の促進に取り組む。 また、乳幼児健診や保健師の相談支援等の場における保護者との円滑なコミュニケーションの確保に向けた検討を進める。	0	0	◎
439		○	子育て支援情報の提供の充実	母子健康手帳や保育園入園案内等の子育て支援情報について、多言語での情報提供や周知を行うとともに、提供する情報及びその方法等の拡充について検討する。	—	—	

基本的視点3 地域のあらゆる構成員による子育て支援の充実

重点施策（1） 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R5年度 当初予算額	R6年度 当初予算額	独自 制度
437		○	各区の常設オープンスペースの運営（再掲）	乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	
438	拡充	○	公募型常設オープンスペースの運営補助・拡充（再掲）	NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースについて、運営費等を補助し、設置数を拡大するとともに、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等機能の充実を図る。 （安佐南区に新規開設）	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	
439		○	地域のオープンスペースの運営支援（再掲）	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営するオープンスペースについて、支援者及び参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行うことにより、活動の活性化を図る。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	○
440		○	きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）（再掲）	保育園等の有する専門的機能を活用し、園庭開放、育児講座等を行うことで、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安を解消し、家庭の子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	◎
441		○	児童館の運営（再掲）	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。	892,072	1,000,933	◎
442		○	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。	10,433	10,652	
443		○	シルバー人材センターの育児支援	仕事や家事で人手を必要とする者に対して、シルバー会員が自宅を訪問し、乳幼児や小学校低学年の児童の世話、園児の送迎、塾や稽古事の付き添い、イベント会場でのベビーシッター、産後の手伝いを行う。	—	—	
444			夢はぐくむのびのび子育て（西市区の魅力と活力向上推進事業）	常設オープンスペースの運営、季節のイベント等の開催や子育て支援活動推進のための研修会の開催など市民参加型子育て支援を実施する。また、情報紙の発行等で子育て情報を発信する。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	「地域子育て支援拠点事業」(200)に含む。	◎
445			めざせ子育てほっとタウンあさみなみ（安佐南区の魅力と活力向上推進事業）	幅広い世代で子育てを応援するサポーターを増やすため、「イク○○（イクメン、イクバア、イクジイ等）養成講座」を開催するほか、大学生を対象に「安佐南区子育てサポーター（AKS）養成講座」を開催する。また、冒険遊び場の開設と担い手の育成のための研修会を開催する。	500,000	500,000	◎
446			地域のきずなづくり冒険遊び場の整備（安佐北市区の魅力と活力向上推進事業）	区内各所に出張して冒険遊び場をイベント的に開設し、区内の冒険遊び場の認知度を高め、機運の醸成を図るとともに、担い手（地元ボランティア）の育成を行う。さらに、当事業を通じて、地域住民のきずなの広がりを推進する。	369	369	◎
447			各種団体等の活動の促進	子ども会や青少年健全育成連絡協議会、地域活動連絡協議会、保護司会、市民グループ等の活動の促進を行うとともに、児童館や公民館を中心とした活動の場の提供や情報提供など各種団体と連携を図る。	33,645	33,675	◎
448			広島市立学校特別教室等開放事業	学校の特別教室等を活用して、学校教育に支障がない平日の夜間や学校休業日に、地域住民に学習文化活動、まちづくり・ボランティア活動の場を提供する。	83	83	◎

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
449		○	保健師地区担当制の推進（再掲）	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、保健師地区担当制を導入し、アウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。	4,045	1,086	○
450		○	地域子育て支援センターの運営（再掲）	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成・育成、子育て応援マップ等による子育て情報の提供などを行う。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	「地域子育て支援拠点事業」（200）に含む。	
451		○	民生委員・児童委員による支援	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力して、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談及び助言を行う。	217,181	214,932	
452	新規		相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員の配置を行う。	—	51,200	
453	新規		地域資源管理システムの導入	市民へ地域資源の情報を円滑に提供するとともに、支援関係機関による効果的・効率的な相談支援を行うため、様々な地域資源の情報を一元的に管理するシステムを導入する。	—	5,353	
454		○	福祉のまちづくりの推進	便所の改修やエレベーターの設置など、諸施設の福祉環境の整備・改善を図る。	552,694	326,504	○
455		○	低床車両（バス）の導入促進	乗合バス事業者が導入するノンステップバス（低公害バス）車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	681	681	◎
456		○	低床車両（電車）の導入促進	鉄軌道事業者が導入する低床路面電車車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	88,000	28,254	
457		○	交通施設のバリアフリー化の推進	主要な駅について、交通事業者が実施するバリアフリー化設備整備費の一部を国と共に補助する。	124,589	61,666	
458			福祉環境整備	市内ＪＲ主要駅などから周辺主要施設までの経路のバリアフリー化を一層促進する。	227,200	76,840	◎
459			市営住宅のバリアフリー化の推進	こども連れや妊産婦等に配慮した居住環境を整備するため、住戸内のバリアフリー化を推進する。	92,089	102,095	
460		○	公共施設等のバリアフリー設備に関する情報提供	公共施設等のバリアフリー設備の整備状況を、マップ形式でホームページに掲載し、市民に情報提供する。	統合型地理情報システムの運用管理費に含む。	統合型地理情報システムの運用管理費に含む。	◎
461		○	赤ちゃん安心おでかけ事業	外出中の授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「にこにこベビールーム」として登録し、赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境を整備する。	—	—	
462		○	マタニティマークの普及促進	妊産婦が身に付けるマタニティマーク入りキーホルダーを配布し、周囲に妊婦であることを示しやすくするなどにより、妊産婦に優しい環境づくりを推進する。	—	—	
463		○	三世帯同居・近居支援事業	子育てや介護等の支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越費用等の一部を助成する。	10,810	11,411	◎

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
464		○	結婚支援に関する取組の周知・広報協力	広島県（公益財団法人ひろしまこども夢財団）が実施する結婚支援に関する取組について、広報紙への婚活イベントの開催告知記事の掲載や、区役所等でのポスター・チラシの配布及び掲示、平成26年8月に県庁内に開設された「ひろしま出会いサポートセンター」が運営するサイトの本市ホームページへのリンク等による周知・広報協力を行う。	—	—	
465		○	結婚支援団体等に対する支援方策の検討	共助の取組の更なる推進を図るため、一定の結婚支援活動を行う民間団体に対する行政としてのバックアップの方策を検討する。	—	—	
466			住宅団地における住替え促進事業	住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の住替えを促進する。	1,811	4,000	○

重点施策（２） 子育てに対する地域社会の理解の促進

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
467		○	児童福祉月間	毎年５月を児童福祉月間と定め、各種の子育て支援事業や啓発事業を実施し、児童福祉に対する市民の理解を深め、子育て支援意識の醸成を図る。	338	585	◎
468		○	公民館学習会・子育て支援事業	「子育て広場」、「子育て講座」などを公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる。	指定管理料に 含む。	指定管理料に 含む。	◎
469		○	子育てハンドブックの作成・配布（再掲）	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度及び相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。	440	451	
470		○	男女共同参画啓発リーフレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	154	161	○
471		○	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	啓発用冊子を市内の全小中学校の５年生、全中学校の２年生に配付し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	603	603	○
472		○	男性の地域活動・家庭生活等への参画支援事業	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。	357	362	○
473		○	女性・男性のためのなんでも相談	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、介護・家族・子育て・仕事・健康など、男女が直面する様々な悩みや不安について、男女それぞれの相談員が応じるなんでも相談を実施する。	指定管理料に 含む。	指定管理料に 含む。	◎
474		○	つどいの広場事業	健康科学館（広島市健康づくりセンター）内において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を祝・休日含めて運営することにより、子育てへの不安、負担感等の緩和及び乳幼児の健康づくりの推進を図る。	7,732	7,914	
475		○	パパとママの育児教室（再掲）	初妊婦とその配偶者を対象に、夫婦が協力して子育てを行うため、夫婦関係、父親・母親の役割や子育て全般についての教室を開催する。 34回⇒51回（うち3回は多胎児）	1,376	2,399	◎
476		○	はじめての子育て応援事業（再掲）	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。	「保育園等運営」（59）に 含む。	「保育園等運営」（59）に 含む。	◎
477		○	家庭教育講座の充実	家庭教育を支援するため、公民館において、保護者に対し、子育てや親の役割など家庭教育についての学習会を、こどもの発達段階に応じて実施する。	指定管理料に 含む。	指定管理料に 含む。	◎

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
478		○	人権啓発事業の実施	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等）を実施する。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布する。	9,720	9,709	
479		○	市民に対する人権教育の推進	小学校の保護者層に焦点を当てた人権教育の学習資料を作成・配布する。また、公民館を中心とする社会教育施設において人権教育講座を開催し、市民の人権に関する学習活動を支援する。	174	174	◎
480		○	児童虐待防止のための取組	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、相談・援助を行うとともに、リーフレットやポスター等を活用した広報・普及活動（オレンジリボンキャンペーン）、学校、保育園、幼稚園、医療機関等関係者に対する研修の実施、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知等により、虐待の予防や早期発見を促す。	37,357	37,781	○
481			こころの健康相談 （広島市学校保健会）	こどもの指導に悩みのある教職員や保護者を対象に専門医師による指導助言及び各区保健センターにおける精神科医師等による相談を実施する。	3,745	3,745	◎
482		○	L G B T等に対する理解の促進	広島法務局等と連携し、他の人権問題と合わせて各種啓発活動を行い、市民の理解の一層の深化を図る。また、パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。	324	324	◎

重点施策（3） 子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5年度 当初予算額	R 6年度 当初予算額	独自 制度
483		○	女性の就労支援相談の実施	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、専門の相談員が就労に関する悩みや不安などの相談に対応する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
484		○	女性の就労支援に関する講座の開催	女性の起業・再就職を支援するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性のための創業セミナーなどの講座を実施する。	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。	◎
485		○	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会や個別相談会、無料相談、セミナーを開催し良質な職場環境づくりを推進する。	3,238	3,148	○
486		○	男女共同参画・子育て支援資金融資制度	男女共同参画及び子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援するために、平成20年度に創設した男女共同参画・子育て支援資金融資制度の利用促進を図る。	14,000	6,000	◎
487		○	広島市男女共同参画推進事業者表彰	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	112	210	◎
488		○	事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	25	25	◎
489			事業所等への情報提供の充実	事業所等の職場における男女共同参画の取組に役立つ情報を提供するため、本市ホームページの掲載内容の充実を図る。	—	—	
490		○	事業所内保育施設の設置の促進	事業所内への保育施設の設置について、積極的に相談に応じ、指導・助言を行い、設置促進を図る。	—	—	
491			県・市連携による委託訓練コースの設定に係る仕組みの構築	本市が把握している地域の実情・ニーズを反映した訓練コースを提案し、県と協議の上、コース設定できる仕組みを構築する。	—	—	

重点施策（４） 安全・安心なまちづくりの推進

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R5年度 当初予算額	R6年度 当初予算額	独自 制度
492		○	「減らそう犯罪」推進事業	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、広島市防災情報メール及び広島市LINE公式アカウントでの不審者情報等の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などにより、防犯意識の向上を図る。また、広島市内の全市立中学校を対象とした犯罪被害等防止教室を実施し、こどもの防犯力を育成するとともに、規範意識を育むことにより迷惑行為や犯罪の抑止を図る。	3,565	3,522	◎
493		○	こどもの見守り活動の促進	毎月22日の「子ども安全の日」を中心とした安全に関する取組や「8・3運動」（登校時の午前8時前後と下校時の午後3時以降を中心にこどもを見守る）の展開等により、地域におけるこどもの見守り活動を促進する。 また、地域においてこどもの緊急避難場所となる「こども110番の家」の設置を促進する。	34,417	35,704	○
494		○	消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校及び特別支援学校等を対象に消費生活出前講座の実施、啓発チラシの配付、教職員への研修等を実施する。また、親子で参加できる消費者学習会やイベントを開催すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止及び消費者力の向上に取り組む。	4,983	4,694	
495		○	地域安全活動事業の促進	市民の防犯意識の高揚、各種犯罪の予防と少年の非行防止等を目的として、各種の事業を実施している防犯組合連合会へ事業補助を行う。	8,430	8,350	◎
496		○	地域防犯カメラ設置補助事業	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生したときの早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	12,880	12,643	◎
497		○	安心・安全な通学路の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検に基づき、歩道や防犯灯の整備など安全対策に取り組む。	57,700	64,800	
498			保育園耐震化対策	新耐震基準施行前に建設された市立保育園について、耐震性の向上を図る。	0	事業終了	
499			防犯灯設置（LED化）	通学路などにおいて、夜間における犯罪の発生を未然に防止し、公衆の交通安全を図るため、防犯灯を設置する。	8,000	8,000	◎
500		○	危機管理マニュアルの整備	保育園、幼稚園及び学校等において、ハザードマップ等を踏まえ避難マニュアルを作成するとともに、適宜マニュアルを点検し、見直しを行う。	—	—	
501		○	避難訓練の実施	保育園、幼稚園及び学校等において、災害等の際に迅速に対応できるよう、避難経路の安全点検等を行うとともに、地域と連携して、実際に災害が発生したことを想定しながら、危機意識を持った実践的な避難訓練を行う。	—	—	
502		○	防災教育の実施	保育園、幼稚園及び学校等において、園児や児童生徒の発達段階等に応じて、災害から自分の身を守る方法等について指導を行うとともに、地域の水害碑等を活用して過去の災害について学ぶなど、地域の特性等を踏まえた指導を行う。	—	—	
503		○	保育士・教職員等への研修会の開催	緊急事態への適切な判断や対応ができるよう、保育士や教職員等に対して、具体的な対応方法等を学び知識を深めるための研修会を開催し、危機管理意識の醸成を図る。	—	—	
504		○	保育園・学校施設のブロック塀の安全対策	施設利用者及び施設周辺を通行する市民の安全確保のために、安全性の確認ができなかったコンクリートブロック塀の改修等を行う。	97,500	31,200	
505		○	交通安全教室の開催	交通事故から身を守る意識を高めるため、保育園、幼稚園及び学校等を対象に、交通安全教室（横断歩道の渡り方や正しい自転車の乗り方などの実技指導）を開催する。	972	—	

番号	新規・ 拡充等別	記載	事業名等	内 容	R 5 年度 当初予算額	R 6 年度 当初予算額	独自 制度
506		○	中・高校生に対する自転車教本の作成	中学校 1 年生及び高校 1 年生を対象とした自転車教本を作成し、市内の全中・高等学校の新入生に配付する。	258	258	◎
507		○	自転車運転免許制度の実施	市内の中・高等学校の自転車通学者を対象とした自転車通学許可証制度、及び市立小学校 3 年生を対象とした自転車運転免許証制度を継続的に実施し、自転車交通ルール・マナーの遵守を促す。	1,281	1,281	◎
508			学校での交通安全教育の推進	交通事故から身を守る意識を高めるため、関係機関や団体等との協力・連携により、交通安全教育（歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方等）を推進する。	—	—	